



# ■ 東日本大震災に伴う交通規制

平成23年9月 警察庁交通局交通規制課



# ① 緊急交通路の確保

【根拠】 災害対策基本法第76条第1項

【目的】 災害応急対策の的確かつ円滑な実施

【効果】 一般車両の通行の禁止・制限

## 通行できる車両＝緊急通行車両

① **緊急自動車**（救急・消防・警察等）

② **災害応急対策**を実施する**車両**（標章と証明書を交付）

※ 災害応急対策：災害対策基本法50条

- ・ 警報の発令、避難の勧告・指示、消防・水防、救難・救助、応急復旧、犯罪予防、緊急輸送の確保等
- ・ 指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関等を実施責任

# ②東日本大震災における交通対策のポイント

## 1 対応上留意すべき特徴

- 被害の範囲が広域に及ぶ
- 遠隔地からの補給の必要  
部隊・資機材・物資の補給は主に関東以西から
- 原子力発電所対応が同時並行  
非常用電源車、電源ケーブル等の搬送

→ 阪神・淡路大震災との相違点

## 2 対策上の困難

- 地震により道路が大きく損壊



※ 東北自動車道  
福島飯塚IC～国見IC  
(3月12日撮影)



※ 常磐自動車道  
広野IC～常磐富岡IC  
(3月12日撮影)

## ③緊急交通路の指定について（1 / 2）

### 1 基本的考え方

- **指定の範囲を最小限度にとどめる**

規制から除外しなければならない車両が増えると担保が困難、規制効果が低下

【参考】

阪神・淡路大震災では、一般道路も含め広く指定

- **広めに指定し順次縮小する：指定範囲の逐次拡大は不適切**

道路の復旧状況、交通量、被災地の状況等に応じて規制範囲を縮小

- **通行を許可する車両（標章交付）も逐次拡大**

# ③緊急交通路の指定について（2 / 2）

## 2 具体的判断

### ○ 緊急交通路の指定の範囲

高速道路、接続自動車専用道路の指定は警察庁で調整

- ・ 通行止めになっている高速道路を指定  
（1車線仮復旧した道路を活用）
- ・ 並行する幹線の国道4号線、6号線は規制しない
- ・ その他被災県内の道路については各県の判断  
（岩手県内12区間、宮城県内2区間規制実施）

### ○ 通行を認める車両の範囲（標章交付）

発災後2日間

人命救助、原発事故対応のための部隊・資機材を最優先

3日目以降

被災地の生活の安全、緊急復旧のための車両

### ○ 道路の補修状況（交通容量）、現実の交通量、被災地のニーズ等を勘案

# ④緊急交通路の指定状況（1 / 3）

## ○ 緊急交通路の指定の経緯

- 3月12日午前11時  
東北道、常磐道、磐越道等の高速道路について緊急交通路に指定  
※ 岩手県一般国道、宮城県自専道等、福島県自専道も前後して指定
- 3月16日午前6時  
常磐道三郷～水戸 指定解除（全面開放）  
※ あわせて、常磐道接続の北関東自動車道の通行止めも解除
- 3月16日午後6時～8時  
岩手、宮城県内一般国道の指定解除  
（宮城県内の国道398号は継続）
- 3月19日正午  
東北道浦和～宇都宮間指定解除（全面開放）  
（参考：同日正午 北関東自動車道太田桐生～佐野田沼間供用開始）
- 3月21日午前10時  
常磐道水戸以北（いわき中央まで）指定解除（全面開放）
- 3月22日午前10時（東北道片側各1車線分補修完了（3月21日））
  - 道路交通法の交通規制に切換  
大型自動車（大型バス、大型貨物等）の通行規制解除
  - 東北道・一関IC以北（釜石道、秋田道、八戸道含む）及び国道398号（宮城県内の一般道）を解除
- 3月24日午前6時（東北道4車線供用（3月23日））
  - 東北道、磐越道の交通規制を全面解除
  - 三陸道（宮城県内）鳴瀬奥松島IC～登米東和IC間（45.3km）は規制あり
  - 山形道（西川IC～月山IC間下り）、仙台東部道路（仙台若林JCT～利府JCT間上り）通行止め（道路復旧待ち）あり

## 緊急交通路の指定状況（3月15日時点）



# ④緊急交通路の指定状況（2 / 3）

3月16日 常磐道・三郷JCT～水戸ICを解除



3月19日 東北道・浦和IC～宇都宮ICを解除



# ④緊急交通路の指定状況 (3 / 3)

3月21日 常磐道・水戸IC～いわき中央ICを解除



3月22日 東北道・一関IC以北を解除  
大型自動車の通行規制を解除



3月24日 全面解除

# ⑤東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較

## 東日本大震災

### ● 高速道中心に広範囲。順次解除。

- 3 / 1 2 緊急交通路指定  
(東北道、常磐道、磐越道等)
- 3 / 1 6 一部解除 (常磐道水戸以南)
- 3 / 1 9 一部解除 (東北道宇都宮以南)
- 3 / 2 2 一部解除 (東北道一関以北)  
⇒ 道交法の規制に切替え  
(大型車等は標章なしで通行可)
- 3 / 2 4 全面解除 【1 2 日間】

災  
対  
法

道  
交  
法



3月15日午前9時現在の規制状況 (最大時)

## 阪神・淡路大震災

### ● 一般道中心に順次指定。長期間。

- 1 / 1 8 緊急輸送車両以外通行禁止  
(国道2号、山陽道等)
- 1 / 1 9 緊急交通路指定 (国道2号)
- 1 / 2 2 追加指定  
(国道2号、神戸市道(東西軸)等)
- 2 / 1 復旧に伴う追加指定  
(国道43号、国道2号等)
- 2 / 2 5 復興物資輸送車両以外通行禁止  
(通行車両の絞り込み)
- 4 / 1 ~ 規制時間・対象を逐次縮小  
翌年
- 8 / 1 0 全面解除 【1 年 7 か月間】

道  
交  
法

災  
対  
法

道  
交  
法

# ⑥緊急通行車両確認標章の交付について（1 / 2）

## 1 事前届出制度（阪神淡路大震災の教訓）

事前届出車両に対し、優先的に標章を交付 約 32.2 万枚

## 2 交付対象の拡大（民間車両への対応）

### 東日本大震災

- 災対法に基づく緊急通行車両確認標章の交付対象を拡大して対応（16万3,208枚）
- 3 / 1 2 政府の緊急輸送に協力する貨物自動車  
医薬品・医療機器等を輸送する車両
- 3 / 1 3 宮城県以北に食料品・生活用品・燃料を輸送する貨物自動車  
建設機材、資機材等を輸送する建設業者の車両  
応急仮設住宅関係車両
- 3 / 1 4 高速バス、霊柩車
- 3 / 1 5 福島・新潟以北への食料品・生活用品・燃料等  
家畜の飼料を輸送する車両
- 3 / 1 6 現金輸送車、食料品等関係
- 3 / 1 8 地震保険調査車両
- 3 / 2 2 大型車は標章なしで通行可

災対法

道交法

### 阪神・淡路大震災

- 標章の種類を増やして対応
- 1 / 1 7 個別の通行許可で対応
- 1 / 1 9 ~ 2 / 2 4 【36日間】
  - ㊦ 災害応急対策車両 23万4,299枚
  - ㊧ 郵便、新聞、生鮮食品、家畜の飼料等  
6万4,566枚
  - ㊨ 沿道住民等 1万7,010枚
  - ㊩ ガレキ搬送等 2,191枚
- 2 / 2 5 ~ 翌年8 / 1 0 【1年6か月間】  
復興標章（復興物資・作業等）  
16万2,327枚
- 除外標章（沿道住民等） 5万202枚

道交法

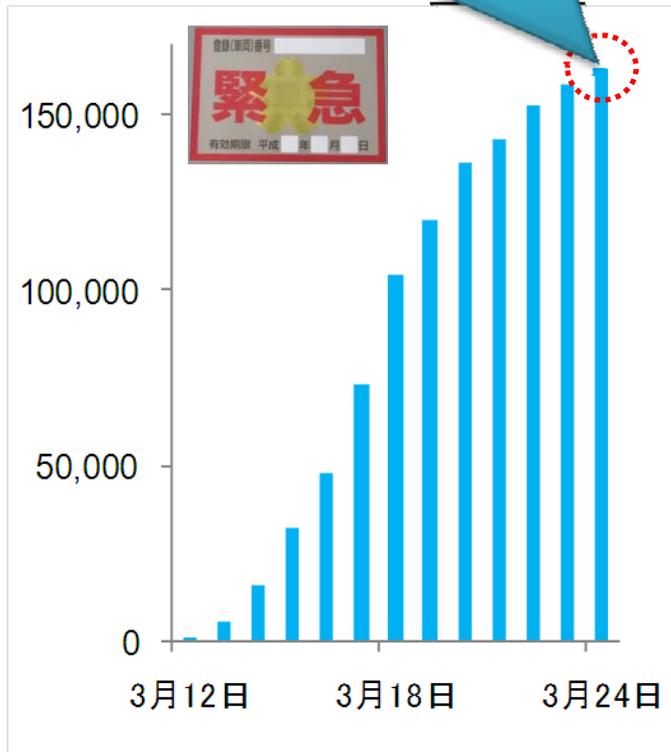
災対法

道交法

# ⑥緊急通行車両確認標章の交付について (2 / 2)

## 3 標章の交付件数

累計 16万3,208枚を交付



3月12日	1,374 件	
3月13日	6,069 件	(+4,695 件)
3月14日	16,677 件	(+10,608 件)
3月15日	32,610 件	(+15,933 件)
3月16日	48,437 件	(+15,827 件)
3月17日	73,516 件	(+25,079 件)
3月18日	104,841 件	(+31,325 件)
3月19日	120,427 件	(+15,586 件)
3月20日	136,913 件	(+16,486 件)
3月21日	143,435 件	(+6,522 件)
3月22日	152,759 件	(+9,324 件)
3月23日	159,203 件	(+6,444 件)
3月24日	163,208 件	(+4,005 件)

3月24日を除き、各日15時現在の交付件数  
3月24日は、最終交付件数

緊急輸送関係	70,364 件 (49.1%)
施設等復旧関係	38,652 件 (26.9%)
救難救助関係	30,045 件 (20.9%)

## ⑦交通量の推移

### ○ 障害区間（東北道下り那須～白河間）ピーク時交通量 台/時

3月14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
295	151	279	432	373	307	329	257	512	498	806

※ 当初は1車線仮復旧の状態で、1時間交通容量は300～500台程度と見込まれた（3/21に上下線とも各1車線分補修完了）。

#### 【参考1】一般道（国道4号線）による所要時間：3/15～17（聞き取り調査による）

都心→福島 約 9時間～約 9時間30分

都心→仙台 約 11時間～約 15時間30分

都心→盛岡 約 17時間～約 21時間30分

#### 【参考2】那須IC～白河IC 上下線合計・交通量

（1日当たり平均）

（前年3・4月との比較）

3/13～3/21（緊急交通路指定）	7,400台/日	26%
3/22～3/23（大型通行可）	14,600台/日	51%
3/24～3/25（全面解除）	30,000台/日	105%
3/26～3/27（週末）	40,100台/日	141%
3/28	32,000台/日	112%

## ⑧ ガソリン不足問題

### ○ 標章交付枚数と日交通量（東北道下り宇都宮～矢板IC）

日付	12日	13日	14日	15日	16日
標章（件）	1,374	6,069	16,677	32,610	48,437
交通量（台）	2,511	2,569	3,301	2,574	3,292

13日までに医薬品、医師、日用品、燃料、建設機材等が標章交付対象

- 標章交付枚数の伸びに比して交通量増加せず。
- 物資輸送の標章の交付を受けた車両が現地のガソリン不足の懸念から運行していないことが判明（16日）。

→ 3月16日、タンクローリーには高速入口で標章交付  
同日以降、関係方面に被災地のガソリン確保を要請

※ 経済産業省では3月19日までに120台のタンクローリーを確保。

ただし、タンクローリーはタンクからスタンドへのガソリン運搬手段であり、効果は限定的（注）。

（注）

東日本震災で太平洋沿いの6精油所が被災。17日以降、塩竈精油所（2.5万kl貯蔵）の出荷開始、輸送船・鉄道による輸送等により徐々にガソリン不足が解消。4月1日、石油連盟天坊会長は大手元売り4社の社長とともに記者会見し、深刻なガソリン不足による被災地の混乱が4月中旬には解消する、との見通しを示した。

（注2）

緊急車両確認標章の交付を受けた車両に対する優先給油が行われた結果、給油目的の標章交付申請が多く見られた。

# ⑨緊急交通路の指定に関する今後の課題

## 1 一般道路の指定の可否

○ 首都直下型地震等を想定するとき、道路の損壊状況のほか、火災の発生状況、帰宅困難者による道路の占有状況等一般道路の状況は事前想定が困難。

→ 高速道路以外の道路は、緊急交通路として利用可能な状況となるかどうか。

(警視庁では、第1次規制として、環状7号線内側の全面通行禁止、都県境の流出入禁止等とともに、高速道路及び36の一般道路を緊急交通路に指定することとしている。)

## 2 民間のトラック等への標章交付、通行許可の方法

○ 現在の制度は、指定行政機関、指定公共機関など国、都道府県、公共的事業者が災害応急対策の主体、そのための緊急通行車両、という枠組み。

## 3 通行可能な道路、緊急交通路等についての広報

○ 東北道はガラガラ（埼玉県内）なのに規制している、緊急交通路の指定のせいでガソリン不足になった等の誤情報に基づく風評の防止が必要。